

JAL Global WALLET 会員規約新旧対照表

変更前（2020年11月19日版）	変更後（2021年5月28日版）	説明
<p>第 31 条 出金可能バリューのチャージの手段等</p> <p>：</p> <p>（新設）</p> <p>第 35 条 銀行等が行う為替取引との誤認防止</p> <p>1 会員は、出金可能バリューを利用するにあたり、以下の事項を承諾するものとします。</p> <p>：</p> <p><u>(4) JAL Global WALLET サービスの会員の保護のための制度として、資金決済法に基づ</u></p>	<p>第 31 条 出金可能バリューのチャージの手段等</p> <p>：</p> <p><u>6.会員のバリュー等の残高のうち、為替取引に用いられない又はその蓋然性が低いと当社が認める資金については、当社はいつでも、当該会員に払戻しの要請をし、当社所定の方法により、当該会員から当社へ申告をした金融機関口座に対する振り込みにより、当該資金の払戻しを行うことができるほか、当該資金を保有しないために当社が必要と認める措置を講じることができるものとします。</u></p> <p>第 35 条 銀行等が行う為替取引との誤認防止</p> <p>1 会員は、出金可能バリューを利用するにあたり、以下の事項を承諾するものとします。</p> <p>：</p> <p>（削除）</p>	<p>資金決済法改正に伴う改正</p>

<p><u>き定められた履行保証金制度が設けられています。当社は、履行保証金を東京法務局に供託し、みずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結しています。</u></p> <p>：</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>：</p> <p><u>3 当社は、会員のバリュー等の残高の利用目的を適時適切に確認するため、当該会員に対しいつでも、バリュー等の残高の利用目的その他の関連事項を照会することができるものとします。</u></p> <p>第 37 条 不正使用補償サービス</p> <p>：</p> <p><u>8 前項までの規定にかかわらず、当社と連携する金融機関等（以下「連携先」といいます。）が提供するサービス（当社が認めるチャージ方法を含みますが、これらに限られません。）に起因して、不正使用により損害が発生した場合には、連携先のサービス利用者は、連携先所定の窓口にご連絡ください。この場合には、本規約ではなく、連携先が提供するサービスに関する利用規約その他連携先が定める各種規定の内容に従って、申告内</u></p>	
--	---	--

容、損害の内容その他の事情を勘案の上、連携先により補償その他の対応が講じられます。

9 補償に関する相談窓口及びその連絡先は以下の通りです。

JAL グローバルウォレット サービスデスク

TEL : 0570-056-373 / 03-5996-1325

10 当社は、上記の不正使用が発生した場合について、当該不正使用の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、必要に応じて連携先の協力を得た上、速やかに必要な情報を公表いたします。